

## 水道分野におけるウォーターPPP（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関するQ&amp;A

No	分類	質問	回答
1	レベル3.5の4要件等	レベル3.5は、コンセッション方式への段階的な移行に向けたものであるとのことですが、10年の契約期間が終了すれば、必然的にコンセッション方式へ移行しなければならないのでしょうか。それとも事業者の判断により、レベル3.5の継続なども選択可能なのでしょうか。	10年後、コンセッションへの移行を視野に入れて検討していただきたいと考えています。
2	レベル3.5の4要件等	レベル3.5は、コンセッション方式への段階的な移行に向けたものであるとのことですが、水道事業の方向性としてコンセッション方式を推進していくというように受けとめられます。水道事業の将来像として官・民のあり方をどのように考えられているのでしょうか。	厚生労働省では、コンセッション方式は、様々な官民連携手法の一つと考えており、水道事業の方向性として、コンセッション方式のみを推進しているわけではありません。官民連携の検討にあたっては、様々な事例をもとに幅広く検討を行い、各水道事業者等の実状に応じた手法を採用していただきたいと考えています。
3	レベル3.5の4要件等	要件②性能発注については具体的にどのような要件を満たせばよいのでしょうか。	発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決めるのではなく、民間の創意工夫が発揮されるよう、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注としてください。（性能規定の例：管理体制については事業者提案とする、〇〇対策として〇〇を確保することを原則とするが、別の方法で対策できる場合は提案による等）
4	レベル3.5の4要件等	要件③維持管理と更新の一体マネジメントには更新実施型と更新支援型の2つの類型がありますが、それぞれどのような違いがありますか。	更新実施型は、更新を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きくなります。更新支援型は発注に関係する技術力を地方公共団体に残すこと、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案を作成できること、等が期待されます。
5	レベル3.5の4要件等	更新実施型と更新支援型の判断基準についてご教示ください。	更新工事を含めて発注することが困難な場合や、更新工事の発注に関するノウハウを地方公共団体に残したい場合には、更新支援型を選択することが可能です。
6	レベル3.5の4要件等	更新実施型については、必ずPFI事業契約とする必要があるのでしょうか。	更新実施型については、PFI事業契約を原則としていますが、事業開始時期等の関係で、PFI事業契約ができない場合は、通常の契約とすることも可能です。
7	レベル3.5の4要件等	PFI（従来型）やDBOはレベル3.5に該当しますか。	レベル3.5に該当するには4要件の充足が必要です。 要件③について、維持管理と更新の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設について、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新に関する業務が契約に含まれる必要があります。

8	レベル3.5の4要件等	要件④プロフィットシェアの具体例をご教示ください。	例えば、以下のような契約条文が考えられます。 1 受託事業者は、本事業に関する業務について、業務要求水準書又は仕様書等で示す手法より効果的かつ効率的な業務手法を市に提案することができる。 2 市は、前項により提案された業務手法について検討した結果、当該業務をより効果的かつ効率的に実施できると判断した場合、これを取り入れることができる。 3 前項の業務改善に係る費用は、市と受託事業者で協議の上決定するものとし、必要に応じて本契約の契約金額に反映させるものとする。 4 第2項において、提案された業務手法により当初に比べて市の経費節減効果が明らかとなる場合、受託事業者は、経費節減効果に相当する金額のうち一定割合を受け取ることができる。なお、当該割合については、市と受託事業者で協議の上、決定する。
9	レベル3.5の4要件等	要件④プロフィットシェアは、工事費で「2」縮減できた場合、官側から民側に「1」分の支払いを行うイメージだと思われます。この工事が交付金対象事業の場合、この支払いは交付金の対象外となるのでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	レベル3.5の4要件等	レベル3.5について、維持管理+修繕+更新（実施or支援）がメニューとして挙げられています。これ以外の業務をメニューとして追加することはできるのでしょうか。また、上記3業務はレベル3.5の必須要件であり、いずれかの業務を含まない場合は、ウォーターPPPとしてみなされないという認識でよいのでしょうか。	他の業務も包括的に合わせてウォーターPPPとして発注することは可能です。必須要件は4要件です。なお、修繕については、維持管理と更新を一体で発注する場合、必然的に含まれると考えています。
11	レベル3.5の4要件等	複数ある浄水場のひとつを包括委託し、委託浄水場と関連する施設の維持管理および施設更新も含めた10年契約であればレベル3.5に該当するのでしょうか。コンセッションへの段階的な移行を前提としている以上、水道事業全体を委託することが条件となるのでしょうか。	ウォーターPPPとして発注する業務の範囲に、条件はありません。複数ある浄水場のうち、1浄水場を対象として発注された場合も、要件を満たせば、ウォーターPPPとなります。 なお、コンセッション方式を導入される場合も、水道事業全体を対象とする必要はなく、事業範囲を明確にしたうえで、業務の一部を対象とすることが可能です。
12	交付金	ウォーターPPPについて、下水道事業については、管路更新に対する国庫補助の要件として位置付けられています。下水道事業においては、どのような検討が進められているのでしょうか。	来年度以降の交付金に関することについては、現段階で未定です。
13	交付金	官民連携等基盤強化推進事業の公共施設運営権事業（コンセッション）を含めたPFIを導入するために行う事業以外の事業として、DBM、DBO、管理・更新一体マネジメント方式は対象となるのでしょうか。	公共施設運営権事業（コンセッション）を含めたPFIを導入するために行う事業以外の事業として、DBM、DBO、管理・更新一体マネジメント方式は、採択基準に記載されている「水道事業における官民連携の導入」に該当するため、交付率1/4の交付対象となります。
14	導入検討	レベル3.5、コンセッション方式の導入に適した人口規模、経営状況の条件がありましたらご教示ください。	人口規模や経営状況に関わらず、各水道事業者において検討していただきたいと考えています。
15	導入検討	地方公営企業による経営では、当年度末処分利益剰余金の処分は、建設改良費や企業債の償還に100%充てることが出来ませんが、ウォーターPPPでは、受注者（請負業者）において発生した利益はどのように処分されますか。	ウォーターPPPの受注者（請負業者）や、レベル4（コンセッション方式）の運営権者において発生した利益については、会社法等に準拠した手続きを経て、会社の意思により処分することが可能です（地方公営企業法に準拠する必要はありません）。 なお、ウォーターPPPのうちレベル3.5においても、レベル4（コンセッション方式）においても、公営企業である水道事業者における利益剰余金については、従来と同様、地方公営企業法に準拠した手続きを経て、処分を行う必要があり、建設改良費や企業債の償還に充てることが可能です。

16	導入検討	ウォーターPPPを実施すると、その契約期間中は事業者間の共同発注が困難になることが予測されますが、広域連携と比較してどちらを優先と考えているのでしょうか。	「広域連携による複数事業者での共同発注」と「ウォーターPPP」のどちらかを優先するべきというものはありません。実現可能な方法を選択していただければと思います。また、複数事業者による包括委託の共同発注事例があることから、同様に、複数事業者によるウォーターPPPの共同発注も考えられます。
17	導入検討	ウォーターPPPについて、導入可能性を検討するにあたって、経験が不足している自治体が多いと思います。公営企業会計への移行の場合と同様に、アドバイザー制度等の予定がありますでしょうか。また、DB方式による発注なども対象に含まれるのでしょうか。	内閣府において、広くPPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験をもつ専門家を派遣する制度を実施しています。なお、DB方式による発注は維持管理と一体的ではないため、ウォーターPPPに該当しませんが、本制度の対象となります。
18	官民連携のメリット・デメリット	ウォーターPPPをはじめとする官民連携の推進は、一時的に技術職員不足を補うことや民のノウハウを活用できるといったメリットがあることは理解しているものの、「官の技術が継承されない不安」や「人員削減等により次期契約の選択肢が限られる不安」は払拭できないものとも考えています。とりわけ、ウォーターPPPを推進していくことについて、国の見解をご教示ください。	国としては、水道事業の継続的な運営に必要な手法を選択する必要があると考えています。このため官民連携の様々なメリット・デメリットを把握した上で、実情に応じて適切な手法を検討してください。
19	入札参加資格	管路更新事業は地元企業の協力なくしては成り立ちません。また、災害時の復旧についても同様です。PPP/PFI、ウォーターPPPによる管路更新では大手企業の参入が予想されるため地元企業の育成、持続性、競争性に影響があるものと思われませんが、国の見解をご教示ください。	ウォーターPPPをはじめとするPPP/PFIを導入する際は、地元企業に配慮した要件とすることが可能です。また、更新支援型を採用することで、引き続き地元企業に管路更新事業を担っていただくことも可能です。
20	予算措置	3条予算から支出する維持管理や修繕の委託については、債務負担行為を組んで行っていますが、更新事業については4条予算から支出するため、ウォーターPPPを活用した更新事業を行う際の具体的な予算措置方法や契約方法についてご教示ください。	4条予算についても、想定した更新事業にかかる費用の債務負担行為を行い、複数年契約を締結することになります。